

障がい者優先調達法に係る共同受注窓口運営業務委託仕様書

1 業務の名称

障がい者優先調達法に係る共同受注窓口運営業務委託

2 事業の目的

- ・障がい者就労支援施設等で働く障がい者の活躍の場を広げ、社会参加によるやりがいや生きがいの創出につなげる。
- ・障がい者が作った商品等の販路拡大を図ることで、事業所の売り上げアップ（工賃・賃金の向上）につなげるとともに、商品等を見た市民の障がい理解の促進にもつなげる。

3 事業の対象となる事業所

豊田市内の「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく以下の事業所及び施設等（以下、障がい者就労施設等という。）とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター
- (5) 地域生活支援デイ事業所

4 契約期間

- (1) 委託業務期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- (2) 受託者は委託期間の開始日から令和8年3月31日までの間を準備期間とし、共同受注窓口運営業務についての知識の習得や運営体制の把握、人員の確保、統括体制の確立、前受託者との引継ぎ等を行うものとする。ただし、準備期間における委託料の支払は発生しないものとする。

5 事業実施場所

豊田市西町地内(ほか)

6 受託者が行う業務

(1) 受託業務全体について

①実施体制について

- ・業務責任者及び営業担当者を配置すること。
- ・事業に使用する備品及び事務所等は受託者の責任において必要に応じて準備すること。
- ・電話、ファックス、Eメールからの問い合わせに対応できる体制であること。
- ・商品販売の際には「アンテナショップきらり」として出店等行うこと。

②広告・プロモーション営業活動について

- ・新商品発売時及び出店販売を行う際には SNS 等を活用し、積極的な情報発信を行うこと。
- ・独自性のあるものも、特徴的なもの、新たな展開となるものの場合は事前に豊田市に報告すること。
- ・取扱い商品及び販売事業所を広く PR すること。
- ・地域で気軽に商品の受注と受け渡しができる仕組みを提案し実施すること。
- ・訪問営業を積極的に行い、顧客からの相談に応じるとともに、さらなる受注拡大に向けた提案に努めること。
- ・以下の対象について、広告及び営業活動を行うこと。
 - ア 豊田市役所の各所属
 - イ 自治区や民生委員など豊田市や各地域の関係団体や機関
 - ウ 一般企業等の民間団体
- ・その他営業活動を行い受注の拡大を図ること。

③登録事業所の管理・コーディネートについて

- ・登録できる事業所は、市内の障がい者就労施設等とすること。
- ・新規指定事業所に対し、共同受注窓口への登録を働きかけること。
- ・管理に当たっては、共同受注窓口登録事業所一覧（様式第1号）を使用すること。
- ・登録に当たっては、共同受注窓口登録届・登録廃止届（様式第2号）をもって内容を確認し、登録管理事務を行うこと。
- ・毎年登録事業所を訪問し、年度当初（4～6月）に取組方針についての確認、年度末（翌年2～3月）に振り返りを行い、それぞれ訪問終了月の実績報告時に障がい福祉課へ報告すること。
- ・取り扱う商品については、商品 PR シート（様式第3号）の提出をもって取扱いを開始すること。
- ・登録事業所との金銭の授受については、適正かつ確実な方法で実施すること。

（2）共同受注窓口に係る業務について

共同受注窓口として、障がい者就労施設等の物品等の販売促進に資するため、以下のことを行う。

- ・登録事業所の取扱い物品等及び履行能力を把握し、効果的な運営に努めること。
- ・発注を受けた場合は、登録事業所に受注内容を周知・あっせん・分配、受注可能な登録事業所に取次ぎをすること。
- ・発注を受けた案件に対し、複数の登録事業所が受注可能な場合、登録事業所の選定は、発注者の意向を踏まえて調整し取次ぎを行うこと。
- ・発注を受けた案件が一登録事業所で対応できない場合は、複数の登録事業所と調整を行うこと。
- ・販売する物品等に合わせた効果的な販売方法を検討し、販売促進を図ること。

（3）イベント出店に係る業務について

各種イベント等に出店し、障がい者就労施設等の物品等の販売促進に資するため、以下のことを行う。

- ・出店先の施設管理者や行事主催者との調整を行うこと。
- ・年間30回以上催しに出店し、登録事業所の物品等の販売及びPRを行うこと。ただし、感染症等の外的要因により、市内イベントが多数中止された場合は、豊田市と協議の上、出店回数を決定する。
- ・登録事業所の物品等をそのまま陳列するだけではなく、紹介用の掲示物（ポップ等）の作成・掲示、試食品の提供、体験型のゲームを活用する、食品等を加工や調理して販売するなど購買意欲が向上するような工夫を行うこと。

（4）常設販売に係る業務について

市民にとって身近な地域の民間店舗や公共施設等に販売場所を設置し、障がい者就労施設等の物品等の販売促進に資するため、以下のことを行う。

- ・民間店舗や公共施設等と調整し、販売場所の拡大に努めること。
- ・販売における実績や在庫管理、納品時期の調整などを、施設や機関等の管理者などを行い、適切な運営に努めること。
- ・設置に当たり負担金が発生する場合は、商品を設置する登録事業所の負担とすること。
- ・常設販売の場所を設置する施設や機関等の特性やニーズに合わせた商品展開が図られるように努めること。

（5）登録事業所の商品企画力等向上支援について

- ・登録事業所の意向に基づき、商品企画及び受託内容について工賃・賃金向上につなげるための助言を行うこと。
- ・登録事業所とは適宜連絡を取り合い、必要な事項の周知やニーズの把握など情報共有を行うこと。
- ・登録事業所への共同受注窓口の実績報告及び登録事業所の困りごと解決のために、年に2回以上登録事業所を集めた報告会兼意見交換会を実施すること。その際に出た意見等を踏まえ、必要に応じて、登録事業所同士の連携による新商品の開発や、各登録事業所の得意分野を生かした分業等につながる支援や助言を行うこと。
- ・登録事業所の商品企画力等の向上のため、必要に応じて学識者や民間事業者などの外部講師を活用した研修を企画すること。なお、その際に講演料等が必要な場合は、豊田市と事前に協議すること。

7 実績報告

- ・前月の事業実績報告書を翌月の10日までに豊田市に紙及び電子データで提出すること。ただし、令和9年3月分については当月末までに報告を行うこと。
- ・事業実績報告は、共同受注窓口に係る報告（様式第4号）を用いて行うものとする。

8 委託料の支払い

- ・契約金額の支払いは、各年度の6月、9月、12月及び3月の末日を支払整理日として、12回の分割払いとする。なお、引継ぎを受ける準備期間分についての支払は行わない。
- ・各年度の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の4／12に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の4／12に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。
- ・各回の支払額は、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1／4に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の1／4に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終回にあわせて支払うものとする。

9 その他

- ・前年度と受託者が異なる場合は、受託者は前年度までの登録事業所、常設販売場所等について、契約期間開始後速やかに豊田市から引継ぎを受け、問合せ対応や業務実施体制を整えること。
- ・本業務における総合企画、業務遂行の管理、手法の決定、技術的判断等の本業務の主たる部分を第三者に再委託することを認めない。その他の業務の再委託については、書面により豊田市の承認を得なければならない。
- ・本事業に係る契約書及び本仕様書に記載されていない事項については、豊田市と協議の上、別に定める。